

## 平成 30 年度 第 1 回 東京都マンション施策推進会議における主な意見の概要

- 住宅宿泊事業が新たに開始することから、マンション管理センターが関係資料等を収録した「住宅宿泊事業(民泊事業)関係資料集」を作成している。民泊に対する手続き等について、管理組合に情報提供を行っていきたい。
- 住宅宿泊事業が開始されるが、その前に管理組合が民泊を許容するのか、禁止するのかという意思決定を行うことが重要である。民泊への対応状況調査によると分譲マンションの傾向としては、80%の管理組合が禁止の方針を打ち出しているという結果であった。
- マンション管理業協会では、闇民泊の防止と居住者への周知のため、民泊を禁止するマンション管理組合を対象に「民泊禁止ステッカー」を制作している。民泊を禁止する管理組合からは反響も大きく、闇民泊防止への予防的な対応を進めることへの意識の高さが伺えた。
- 耐震総合安全機構では、マンションが被災した場合に、復旧のために必要となる情報をまとめたパンフレット「マンション地震災害 事前復旧タイムライン」を作成した。復旧の流れや地震後に行われる判定の目的を明確にして管理組合や関係団体への普及啓発を図る目的である。
- マンションにおける地震の対策として、ハード面では耐震診断を受けて、弱点を見つけ、改修して対策しておくこと、ソフト面では平時において防災訓練や各種のイベントを通じてコミュニティを育み、自助・共助の精神を育てておくことが重要である。
- 地震が起こった際は、行政だけでなく、専門家の諸団体が行政と連携しながら、困難を乗り越える体制を作っておくことが必要である。
- 地震発生後に管理組合が主体となって取り組む「被災度区分判定」については、今後も普及啓発が必要であると考え、関係団体から管理組合に普及啓発をしていただくとともに、行政による支援も検討する必要があるのではないかと考える。